

## 『H31年度経産省税制改正要望 各施策の延長・強化求める』

今回の経済産業省税制改正要望では既報の通り、個人事業者の円滑な事業承継のため工作機械等、建物、土地にかかる税の軽減に加え、要件を満たす事業承継ファンドから出資を受けた場合にも中小企業税制の適用を受けられるよう求めている。

要望ではさらに、以下の項目が挙げられた。【地域未来投資促進税制】賃上げ等を行いつつ地域経済をけん引する企業に対し税額控除の控除率(機械装置4%、建物2%)や控除上限(法人税額の20%)を引き上げる【中小企業投資促進税制、商業等活性化税制、及び中小企業者等の法人税率の特例】32年度末まで2年延長【中小企業等経営強化税制】2年延長し、働き方改革を支援する観点を踏まえ拡充【研究開発税制】税額控除の上限の見直し等を含め強化【ストックオプション税制】国内外の高度・専門人材が活躍できるよう適用対象者を拡大、行使限度額を引上げ【新設法人の欠損金の繰越控除】100%控除できる期間を10年目まで延長【適格組織再編税制】逆さ合併、三角合併等を適格組織再編の対象とする。このほか、印紙税のあり方、非上場株式等についての納税猶予・免除に係る手続、役員業績連動給与に係る損金算入要件、償却資産課税のあり方等についてもそれぞれ所要の見直しを求めている。



## 『富裕層と関係法人等を一体管理 税務署、試行的に導入』

国税庁は昨年より富裕層への対応を強化しているが、平成30事務年度でも富裕層対応に力を入れることを指示。一部報道では、一部の税務署で富裕層とその関係法人等を含めて一体的に管理する体制を試行的に導入した。富裕層への対応強化策として同庁は昨年、全国の国税局に富裕層プロジェクト・チーム(PT)を設置した。税務署は通常、法人部門は法人、個人部門は個人と、部門ごとに対象の情報を管理しているが、PTでは各部門の一部の担当者がチームを組み、一定基準以上の富裕層とされる個人だけでなく、その親族等の関係個人や法人をまとめて管理。将来の相続税の適正課税も含め一体的かつ継続的にグループ単位で情報収集や分析を行う形にした。

今回、一部の税務署で試行導入した一体管理体制は、富裕層PTのいわば普及版で、税務署からみて多額の資産を持ち、一体的かつ継続的な管理が必要と判断したものを、同様の体制で管理していく。その対象としては「見込保有資産総額が特に大きいもの」や「租税回避行為など税務上問題があることが想定されるもの」が選定されるもよう。一体管理体制は現在、東京・大阪・名古屋・関東信越国税局のうち、規模の大きい10署以上で行われているといわれ、取り組みを全国に広げる可能性もある。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)